

平成30年3月26日発行

4月1日から

地域福祉活動助成金 交付申請を募集します！！

羅臼町社会福祉協議会では、町民の皆様からお寄せいただいた共同募金の一部を町内の地域福祉活動を実践している団体に対し、助成を行います。

1. 対象団体の要件

- ① 地域福祉活動であること
- ② 自主的な活動として会員も会費など負担していること
- ③ 他の団体・個人へ助成金を支出しないこと
- ④ 1年以上の活動実績がある団体で5名以上の会員を有すること
- ⑤ 特定の政治・宗教団体から独立していること、など要綱が定められています。

2. 助成の対象事業

羅臼町全域のために広く活用される活動・事業であること
(単年度事業・継続事業を問わない)

3. 助成の対象とならない費用

- ① 会員限定の研修会開催及び会員研修への参加経費、それに係る交通費等
- ② 団体の運営に係る費用

4. 応募方法

所定の申請書用紙に記入し、期日までに提出して下さい。
郵送を希望される場合はご連絡下さい。(TEL87-3243)



5. 助成金申請から決定までの流れ

- ① 助成金受付期間
平成30年4月1日～4月23日まで
社協事務所まで持参か、郵送の場合は4月23日必着とします。
- ② 助成金の可否についての通知
平成30年5月末日
- ③ 助成金の交付
平成30年6月頃
☆その他、不明な点はお問合せ下さい。